

第496回川越市農業委員会総会議事録
(公開用)

川越市農業委員会

第 4 9 6 回 川 越 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

- 1 開催年月日 令和7年3月26日
- 2 開催場所 川越市環境プラザ（研修室）
- 3 開会時刻 午前 9時15分
- 4 閉会時刻 午前 10時35分
- 5 招集者氏名 農業委員会会長 渋谷 武
- 6 議長の氏名 農業委員会会長 渋谷 武
- 7 委員出席者数 16名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	大野 美智明	出		10	高橋 正利	出	
2	高橋 庄一郎	出		11	皆川 善平	出	
3	小和瀬 康男	出		12	小嶋 光一	出	
				13	武藤 康則	出	
5	川口 知子	出		14	新井 計男	出	
6	永島 千恵子	出		15	大野 豊作	出	
7	田畑 たき子	出		16	渋谷 武	出	
8	鈴木 初夫	出		17	永堀 知己	出	
9	時田 重雄	出					

8 議事参与者

職	氏名	職	氏名
農地利用最適化推進委員	皆川 雅昭	農地利用最適化推進委員	程島 延幸
農地利用最適化推進委員	小倉 晶男	農地利用最適化推進委員	村山 芳則
農地利用最適化推進委員	中澤 勝芳	農地利用最適化推進委員	黒田 経夫

職	氏名	職	氏名
農地利用最適化推進委員	佐藤 金誉	農地利用最適化推進委員	利根川 孝一
農地利用最適化推進委員	須賀 宏	農地利用最適化推進委員	荻野 勝美
農地利用最適化推進委員	杉浦 朗	農地利用最適化推進委員	渡邊 昭男
農地利用最適化推進委員	野口 和則	農地利用最適化推進委員	發知 孝雄
農地利用最適化推進委員	島村 茂勝	農地利用最適化推進委員	米田 正則

9 事務局

職	氏名	職	氏名
事務局長	柿沼 映生	主査	森井 孝信
副事務局長	小野寺 雅樹		
主幹	松本 貴紀		
副主幹	宮本 晃宏		
副主幹	伊藤 秀樹		

10 開会

会長 渋谷 武 は議長席に着き、出席委員が定足数に達していることを確認した後、令和7年3月26日 第496回川越市農業委員会総会の開会を宣言する。

11 議事録署名委員選任の件

議長 渋谷 武 は、本件に対し、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任する。

委員 皆川 善平

.....

委員 小嶋 光一

.....

委員 武藤 康則

.....

1 2 議決事項及び議事の要領

報告第 1 号

総会の所管に関する報告書について

議長は、別添報告について、事務局に説明を求めた。

事務局は「所管に関する報告書 2 月分について報告する。農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書については、合計 8 件、1 6 筆、6, 5 3 6 m²である。農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書については、合計 7 件、1 1 筆、2, 7 3 1 m²である。農地改良届については、合計 4 件、5 筆、2, 9 5 5 m²である。農地法施行規則第 2 9 条第 1 項第 1 号の規定による農業用施設届出書については、合計 2 件、2 筆、3 7 3 m²である。生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書については、合計 3 件、7 筆、6, 2 7 2 m²である。相続税の納税猶予に関する適格者証明書については、合計 1 件、5 筆、5, 2 9 4 m²である。相続税の納税猶予に関する 3 年ごとの農業継続証明書については、合計 1 1 件、4 5 筆、3 5, 7 0 4. 3 1 m²である。農地法第 3 条の 3 の規定による届出書については、合計 1 2 件、7 7 筆、5 5, 3 8 8. 4 3 m²である。詳細については報告書のとおりである。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議事を進めた。

議案第 1 号

農地中間管理事業の推進に関する法律第19

条第3項の規定による農用地利用集積等促進

計画（案）に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第1号議案は、件数18件、筆数156筆、面積116,360㎡についての意見照会があった。

また、整理番号1番から12番は、法律の改正により農用地利用集積計画が農用地利用集積等促進計画へ移行されたことに伴う貸し借り更新の申出である。

更新分については、利用権の設定を受けている者は受け手要件をみたしているため、合計件数と面積の説明のみとする。

更新分は、件数12件、筆数67筆、面積64,392㎡の申出があった。

続いて、新規分について、説明する。

整理番号13番は、農業従事日数200日、農業従事者は5人、経営面積は申出地周辺を含む約614アールである。

整理番号14番は、農業従事日数300日、農業従事者は4人、経営面積は申出地周辺を含む約1,458アールである。

整理番号15番は、年齢74歳、農業従事日数300日、世帯内の農業従事者は2人、経営面積は申出地周辺を含む約168アールである。

整理番号16番は、年齢74歳、農業従事日数180日、世帯内の農業従事者は2人、経営面積は申出地周辺を含む約

８７アールである。

整理番号１７番は、年齢３５歳、農業従事日数１５０日、世帯内の農業従事者は１人、経営面積は申出地周辺を含む約３２アールである。

整理番号１８番は、年齢３３歳、農業従事日数２８０日、世帯内の農業従事者は４人、経営面積は申出地周辺を含む約２３４アールである。

以上のことから、整理番号１番から１８番の農地中間管理機構から賃借権又は使用貸借権の設定等を受ける者（受け手）については、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の要件をみたしており、農用地利用集積等促進計画案は問題ないと考えられる。」との説明をした。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）については、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の要件をみたしているため、市長へ「意見なし」とすることで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第１号について原案どおり決定する。

議案第２号

農地法第３条第１項の規定による許可について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第2号議案は、件数8件、筆数20筆、面積13,616㎡についての申請があった。

整理番号1番と2番については、自作地を相互に交換するための所有権移転の申請である。

整理番号1番については、2筆、1,996㎡の申請である。譲受人は、現在47歳で、農業従事日数は世帯合計で年間150日以上、約141アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、農作業の効率化をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約80mである。

整理番号2番については、2筆、1,919㎡の申請である。譲受人は、現在67歳で、農業従事日数は世帯合計で年間150日以上、約133アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、農作業の効率化をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約700mである。

整理番号3番については、経営拡張のための所有権移転で、2筆、703㎡の申請である。譲受人は、現在76歳で、農業従事日数は年間150日以上、約146アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約300mである。

整理番号4番については、経営拡張のための所有権移転で、4筆、1,676㎡の申請である。譲受人は、現在76歳で、

農業従事日数は年間150日以上、約240アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約10mである。

整理番号5番については、経営拡張のための所有権移転で、7筆、4,368㎡の申請である。譲受人は、現在66歳で、農業従事日数は年間150日以上、約551アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約1.5kmである。

整理番号6番については、経営拡張のための所有権移転で、1筆、958㎡の申請である。譲受人は、現在54歳で、農業従事日数は年間150日以上、約149アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約160mである。

整理番号7番と8番は、同一人からの申請のため、まとめて説明する。整理番号7番は、1筆、998㎡、8番は、1筆、998㎡で、経営拡張のための所有権移転の申請である。譲受人は、現在30歳で、農業従事日数は年間150日以上、家族とともに約94アールの農地を耕作する農家である。通作距離は、7番と8番ともに約600mである。

以上のことより、整理番号1番から8番について許可できない場合が規定された、農地法第3条第2項各号に該当し

ないため、許可することによろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号1番と2番について、まとめて調査報告する。3月16日に、農地利用最適化推進委員と一緒に、譲受人から今回の農地取得の目的などの話を伺った。今回の農地取得の目的は、自作地を相互に交換し、耕作の効率化を図るためとのことである。整理番号1番の譲受人は、現在47歳で、農業従事日数は、年間150日以上、家族とともに約141アールの農地を耕作している農家である。主な作付けは水稲で、申請地においても水稲を計画している。また、トラクター、田植機、コンバインなどの、申請地を維持管理するために必要な農業機械を所有している。整理番号2番の譲受人は、現在67歳で、農業従事日数は、世帯合計で年間150日以上、家族とともに約133アールの農地を耕作している農家である。主な作付けは水稲で、申請地においても水稲を計画している。また、トラクター、田植機、コンバインなどの、申請地を維持管理するために必要な農業機械を所有している。なお、2人の自宅から、交換によって得られる農地までの距離や、既に近隣で耕作している農地の位置を確認し、効率化を図ることができることを確認した。以上のことから、地元農業委員としては、本申請は、問題ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号1番について、意見を申し上げる。3月16日に、農業委員と一緒に、譲受人から農地取得の目的などの話を伺った。内容としては、先ほどの農業委員の調査報告のとおりである。地元の農地利用最適化推進委員としては、本申請は、問題ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号2番について、意見を申し上げる。3月16日に、農業委員と一緒に、譲受人から農地取得の目的などの話を伺った。内容としては、先ほどの農業委員の調査報告のとおりである。地元の農地利用最適化推進委員としては、本申請は、問題ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号4番について、調査報告する。3月14日に、農地利用最適化推進委員と一緒に、譲受人から今回の農地取得の目的などの話を伺った。今回の農地取得の目的は、経営拡張のためとのことである。譲受人は、現在76歳で、農業従事日数は、年間150日以上、家族とともに約240アールの農地を耕作している農家である。主な作付けは水稲で、申請地においては水稲を計画している。また、トラクター、田植機、コンバインなどの、申請地を維持管理するために必要な農業機械を所有している。以上のことから、地元農業委員としては、本申請は、問題ないと考える。

整理番号7番と8番について、調査報告する。3月14日に、農地利用最適化推進委員と一緒に、譲受人から今回の農地取得の目的などの話を伺った。今回の農地取得の目的は、経営拡張のためとのことである。譲受人は、現在30歳で、農業従事日数は、年間150日以上、家族とともに約94アールの農地を耕作している農家である。主な作付けは水稲で、申請地においては水稲を計画している。また、トラクター、田植機、コンバインなどの、申請地を維持管理するために必要な農業機械を所有している。以上のことから、地元農業委員としては、本申請は、問題ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号4番、7番、8番について、意見を申し上げます。3月14日に、農業委員と一緒に、譲受人から農地取得の目的などの話を伺った。内容としては、先ほどの農業委員の調査報告のとおりである。地元の農地利用最適化推進委員としては、本申請は、問題ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号5番について、調査報告する。3月16日に、農地利用最適化推進委員と一緒に、譲受人から今回の農地取得の目的などの話を伺った。今回の農地取得の目的は、経営拡張のためとのことである。譲受人は、現在66歳で、農業従事日数は、年間150日以上、家族とともに約5

5 1 アールの農地を耕作している農家である。主な作付けは水稲で、申請地においては水稲を計画している。また、トラクター、田植機、コンバインなどの、申請地を維持管理するために必要な農業機械を所有している。以上のことから、地元農業委員としては、本申請は、問題ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号5番について、意見を申し上げる。3月16日に、農業委員と一緒に、譲受人から農地取得の目的などの話を伺った。内容としては、先ほどの農業委員の調査報告のとおりである。地元の農地利用最適化推進委員としては、本申請は、問題ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番から8番については、許可できない場合が規定された農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第2号について原案どおり許可することに決定する。

議案第3号

農地法第4条第1項の規定による許可申請書に
対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第3号議案は、件数1件、筆数1筆、面積195㎡についての申請があった。

整理番号1番については、住宅新築のため、1筆、195㎡の申請である。申請人は申請地に隣接する住宅にて暮らしている。住宅が老朽化したことから宅地と合わせた敷地で住宅建築を行うとの申請である。(合計敷地面積307.12㎡)農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については合併浄化槽から汲み取り槽へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枡を設置する計画である。

以上のことから、整理番号1番については、立地基準及び一般基準として許可できない場合が規定された農地法第4条第6項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことによろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号1番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第4条第6項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることとし、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第3号について総合意見として許可相当とすることに決定する。

議案第4号

農地法第5条第1項の規定による許可申請書に
対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第4号議案は、件数19件、筆数30
筆、面積11,162.04㎡についての申請があった。

整理番号1番については、資材置場・駐車場に使用のため
所有権移転で、1筆、513㎡の申請である。譲受人は平成
17年4月に有限会社を設立し、鉄鋼品の製造を主な業務と
している。特殊な加工をするための新工場を市街化区域内の
宅地で運営するにあたり、原材料などを置く資材置場と従業
員用の駐車場を必要としている。そこで、新工場に隣接する
申請地が適地と考え、売買にて取得し、資材置場・駐車場と
して使用したいとの申請である。(合計敷地面積1,539.
91㎡) 農地区分については、第1種農地であると考えられ
るが、隣接する農地以外の土地と同一事業を目的とした計画
であり、農地の割合が全体の3分の1を超えないため、不許
可の例外に該当すると考えられる。雨水については、敷地内
にて自然浸透させる計画である。

整理番号2番については、住宅新築のための使用貸借権設
定で、2筆、499㎡の申請である。譲受人は借家にて暮ら
している。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅
の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考
え、使用貸借にて借り受け、住宅建築を行うとの申請であ

る。農地区分については、第1種農地であると考えられるが、集落に接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については、下水管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号3番については、駐車場敷地拡張のための賃借権設定で、1筆、998㎡の申請である。譲受人は昭和58年9月に株式会社を設立し、運送業を主な業務としている。業務拡大に合わせて段階的にトラックを増車していったところ、既存駐車場では止めきれなくなったことから新たな駐車場を必要としている。そこで、既存駐車場に隣接する申請地が適地と考え、賃借にて借り受け、駐車場として使用したいとの申請である。(合計敷地面積3,493㎡)農地区分については、第1種農地であると考えられるが、既存敷地の拡張であり、拡張される面積が既存敷地面積の2分の1を超えないため、不許可の例外に該当すると考えられる。雨水については、敷地内にて自然浸透させる計画である。

整理番号4番については、住宅新築のための所有権移転で、1筆、231㎡の申請である。譲受人は南古谷駅北口の周辺地区整備事業に協力することによって住宅を市に引き渡すことになったことから、新たな住宅の建築を計画した。そこで、現住所に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第3種農地であると考えられる。排水については、水路管理者の

同意を得て、合併浄化槽を経て水路へ放流する計画である。

雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号5番については、住宅新築のための所有権移転で、1筆、207㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、現住所に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第1種農地であると考えられるが、集落に接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については、下水管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号6番については、住宅新築のための所有権移転で、1筆、326㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、合併浄化槽を経て水路へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号7番については、住宅新築のための所有権移転で、1筆、7.87㎡の申請である。譲受人は申請地に隣接する雑種地にて開発許可を取得し、住宅を建築中だが、排水工事を進める過程で障害物を発覚したことから工事を中断し

ている。そこで、申請地を売買にて取得し、排水用地として住宅敷地に含めたいとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、道路管理者の同意を得て、合併浄化槽を経て道路側溝へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号8番については、車両置場敷地拡張のための所有権移転で、2筆、1,496㎡の申請である。譲受人は平成27年5月に株式会社を設立し、解体工事業を主な業務としている。業務拡大に合わせて段階的にトラック、重機を増車していったところ、既存の置場では停めきれなくなったことから新たな車両置場を必要としている。そこで、既存の置場に隣接する申請地が適地と考え、売買にて取得し、車両置場として使用したいとの申請である。(合計敷地面積2,723㎡) 農地区分については、第2種農地であると考えられる。雨水については、敷地内にて自然浸透させる計画である。

整理番号9番については、住宅新築のための所有権移転で、1筆、381㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、現住所に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、合併浄化槽を経て水路へ放流する計画である。雨水

については、敷地内に浸透枘を設置する計画である。

整理番号10番については、住宅新築のための所有権移転で、1筆、32㎡の申請である。譲受人は実家にて暮らしている。結婚することを機に、住宅の建築を計画した。そこで、勤務先に近い申請地が適地と考え、隣接する宅地と一体で売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。（合計敷地面積208.56㎡）農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、合併浄化槽を経て水路へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枘を設置する計画である。

整理番号11番については、住宅新築のための所有権移転で、1筆、200㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、勤務先に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、下水管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枘を設置する計画である。

整理番号12番については、住宅新築のための所有権移転で、4筆、498.17㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農

地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、下水管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枘を設置する計画である。

整理番号13番については、住宅新築のための所有権移転で1筆、261㎡の申請である。譲受人は実家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、道路管理者の同意を得て、合併浄化槽を経て道路側溝へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枘を設置する計画である。

整理番号14番については、住宅新築のための所有権移転で、1筆、210㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、妻の実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、下水管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枘を設置する計画である。

整理番号15番については、住宅新築のための所有権移転で、1筆、289㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らし

ている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、妻の実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、下水管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号16番については、住宅新築のための所有権移転で、2筆、315㎡の申請である。譲受人は借家に手暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、隣接する宅地と一体で売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。（合計敷地面積337.58㎡）農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、下水管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号17番については、資材置場に使用のための所有権移転で、4筆、4,072㎡の申請である。譲受人は令和3年4月に株式会社を設立し、建設資材の販売を主な業務としている。賃借にて借りている既存の資材置場があるが、返却することから新たな資材置場を必要としている。そこで、高速道路のインターチェンジに近接する申請地が適地と考え、隣接する山林と一体で売買にて取得し、資材置場として

使用したいとの申請である。(合計敷地面積 6, 4 1 2 m²)

農地区分については、第 2 種農地であると考えられる。雨水については、敷地内にて自然浸透させる計画である。

整理番号 1 8 番については、住宅新築のための所有権移転で、1 筆、2 9 6 m²の申請である。譲受人は実家にて暮らしている。結婚することを機に、住宅の建築を計画した。そこで、勤務先に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第 1 種農地であると考えられるが、集落に接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については合併浄化槽を経て水路へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枡を設置する計画である。

整理番号 1 9 番については、住宅新築のための所有権移転で、3 筆、3 3 0 m²の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第 1 種農地であると考えられるが、集落に接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については、下水管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

以上のことから、整理番号 1 番から 1 9 番については、それぞれ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定さ

れた農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことによろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号8番について、調査報告する。3月14日、申請地にて、譲受人と代理人から話を伺った。申請目的は車両置場敷地拡張のためである。譲受人は、平成27年に株式会社を設立され、首都圏の各種建築物解体、改修工事、アスベスト除去工事などを行っている会社である。年間10件程度の工事を受注しており、現場の工事期間は数か月から1年程度かかるとのことである。また、ここ3年程度で所有する重機、トラックが倍程度に増えてしまい、申請地の隣にある現在の車両置場に停めきれなくなったことから、必要性が伺える。停めきれないものは、大規模現場で作業の邪魔にならない場所に置かせてもらっているとのことである。雨水の流出対策は河川課と協議済で、トイレなどの排水施設は設置しない計画である。したがって、雨水排水による周辺農地への影響はない見込みである。また、申請地周辺には県道があり、住宅が点在しているので、農地の集団性はない場所と考えられる。以上のことから、今回の農地転用申請について、地元委員としては、やむを得ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長はほかに意見を求めた。

委員から「整理番号17番について、調査報告する。3月

19日、申請地にて、譲受人と代理人から話を伺った。申請目的は資材置場に使用のためである。譲受人は、令和3年に株式会社を設立した。建築、土木工事に必要とされる石、砂、土、セメントなどを販売している会社である。また、現在の資材置場は他市にあるが地主から返却を求められていることから、必要性が伺える。申請地から2km離れた場所にインターチェンジがあり、その付近では大規模造成工事が控えているとのことである。申請地には20種類くらいの建設骨材を置く予定とのことである。雨水の流出対策は河川課と協議済で、トイレなどの排水施設は設置しない計画である。したがって、雨水排水による周辺農地への影響はない見込みである。また、申請地周辺には高速道路があり、住宅が点在しているので、農地の集団性はない場所と考えられる。以上のことから、今回の農地転用申請について、地元委員としては、やむを得ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号7番について、排水工事を進める過程での障害物とは何か。」との発言があった。

事務局は「当初の排水計画は前面道路に側溝を敷設しての側溝放流であったが、敷設する場所に水道の制水弁があったものである。」と説明した。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番から1

9 番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第 4 号について総合意見として許可相当とすることに決定する。

議案第 5 号

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等
促進事業に係る利用権の設定等を受ける者の備
えるべき基準を廃止することについて

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業に係る利用権の設定等を受ける者の備えるべき基準を廃止することについて説明する。

廃止の趣旨だが、農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、利用権設定等促進事業に係る農用地利用集積計画が廃止され、経過処置期間が終了するため、それに関する基準を廃止しようとするものである。

施行期日ですが、令和 7 年 3 月 31 日限り、廃止しようとするものである。以上である。ご審議をお願いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、農業経営基盤強化促進法に

基づく利用権設定等促進事業に係る利用権の設定等を受ける者の備えるべき基準を廃止することについて、廃止とすることで、採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第5号について、廃止することに決定する。

議案第6号

令和7年度最適化活動の目標の設定等の決定について

議長は、事務局に概要説明を求めた。

事務局は、「令和7年度最適化活動の目標の設定等は、農地等の最適化の推進に関する指針や農地利用状況調査の結果等から、令和7年度の最適化活動の目標の設定等をするもので、農業委員と、農地利用最適化推進委員が連携して取り組む活動の目標である。「Ⅰ農業委員会の状況」は、国が定めた様式の中で、各項目に対して指定された統計資料等に基づき作成している。「1農業委員会の現在の体制」は、任命年月日や農業委員数など、現在の体制を記載している。「2農家・農地等の概要」は、中段左「総農家数」及び「農業経営体数」、中段中央「基幹的農業従事者数」は、2020年度版農林業センサスに基づき記載している。中段右「経営体数」は、農政課の資料に基づき作成している。下段「耕地面積」は、「耕地及び作付面積統計」に基づき記載している。「Ⅱ最適化活動の目標」、「1最適化活動の成果目標」、「(1)農地

の集積」、「①現状及び課題」の「現状」は、管内の農地面積「3,200ヘクタール」、これまでの集積面積「571.02ヘクタール」、集積率「17.8%」である。「課題」は、「認定農業者等担い手への農地利用集積が少しずつ行われているが、経営農地は点在し比較的分散傾向にあり、農作業の効率化が図れず、担い手の更なる経営規模拡大が停滞している。今後、農用地の集約化を進めることにより、担い手への農用地の集積を加速する必要がある。」とした。「②目標」は、「農地等の最適化の推進に関する指針」を元に設定している。令和15年度に集積率56%とする目標であることから、令和7年度の新規集積面積は「360.98ヘクタール」、7年度末の集積面積の累計は、「932ヘクタール」、集積率は「29.1%」である。「(2)遊休農地の解消」、「①現状及び課題」の「現状」は、昨年8月に実施した利用状況調査により判明した遊休農地の状況である。1号遊休農地の面積30.00ヘクタール、内訳は、緑区分遊休農地面積19.86ヘクタール、黄区分遊休農地面積10.14ヘクタールである。「課題」は、「土地持ち非農家の増加、農業者の高齢化等による担い手不足により、遊休農地が発生しているため、農地が利用されやすくなるよう、農地中間管理機構を活用した農地の集約化等を進め、農地の受け手を幅広く確保していく必要がある。」とした。「②目標」、「ア既存遊休農地の解消」、「a緑区分の遊休農地の解消」は、令和3年度の利用状況調査により判明した緑区分遊休農地を、令和4年度

から令和 8 年度までの 5 年間で解消することとし、令和 4 年度から令和 8 年度までの毎年度、当該遊休農地の面積 8.70 ヘクタールを 5 分の 1 ずつ減少させることを目標として設定するとされており、緑区分遊休農地の解消目標面積は 1.74 ヘクタールとした。「b 黄区分の遊休農地の解消」は、令和 3 年度の利用状況調査により判明した黄区分遊休農地は、都道府県、市町村、農地中間管理機構等と協議し、基盤整備事業の実施など黄区分の遊休農地の解消のための工程表を策定することを目標として設定するものとなっていることから、当該遊休農地面積 8.64 ヘクタールについて、「県、市、J A、農地中間管理機構等の関係機関へ遊休農地の状況や解消方法に関する情報収集・意見交換を行い、各地域の基盤整備事業等の予定を踏まえて、令和 8 年度までに遊休農地解消に向けた工程表の策定を検討する。」とする。「イ新規発生遊休農地の解消」は、活動年度の前年度の利用状況調査により新たに判明した緑区分遊休農地については、当該活動年度にその全てを解消することを目標として設定するものとなっているため、解消目標面積は、令和 6 年度の利用状況調査により新たに判明した緑区分の遊休農地面積 3.10 ヘクタールとする。「(3) 新規参入の促進」、「①現状及び課題」、「現状」は、令和 4 年度は 2 経営体、令和 5 年度は 0 経営体、令和 6 年度は 3 経営体である。「課題」は、「農業者の高齢化が進み、農業の後継者が不足する中で、遊休農地が増加する懸念がある。今後、活力ある農業が将来にわたり営まれるた

めには、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。」とした。「②目標」は、令和2年度から令和4年度までの権利移動面積の平均が「49.49ヘクタール」で、「新規参入者への貸付等について所有者の同意を得た上で公表する農地の面積」は、平均の1割以上を設定することとなっており、令和7年度の目標は、「4.95ヘクタール」とした。「2最適化活動の活動目標」、「(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標」は、令和6年度の1月までの平均活動日数は約8.3日で、当該年度の目標である8日を達成する見込みである。国の通知では、「前年度の活動日数が目標を上回った場合、翌年度は、その実績以上の目標を設定する」とされており、日数目標は正数で設定することから、令和7年度は、従前と同じく「月8日」を目標にしようとするものである。「最適化活動を行う農業委員の人数」は、中立委員を除いた現在の人数の14人、農地利用最適化推進委員16人としている。「(2)活動強化月間の設定目標」は、国からの通知に基づき、毎年度3か月以上を目標とする。取組項目は、「農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進」のいずれかを記入することとなっている。本委員会では、「農地パトロール実施要領」に基づき、毎年8月に農地法第30条に基づく利用状況調査を行い、9月から11月までを「遊休農地の指導・解消強化期間」として活動している。活動強化月間の設定には、この活動期間と同じ9月から11月とし、9月「農地の集積」、10月「遊休農地の

解消」、11月「新規参入の推進」とする。内容については、記載のとおりである。「(3)新規参入相談会への参加目標」は、国からの通知に基づき、農業委員会は、都道府県、市町村等が実施する新規参入相談会に推進委員等が1名以上参加することを目標として設定することとなっており、新規参入相談会への参加回数を「1回」としている。参加する相談会については、今のところ開催情報が無いため、未定としている。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議案第6号令和7年度最適化活動の目標の設定等の決定について、原案どおりとすることで、採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第6号について、原案どおり決定する。

1 3 閉 会

議長 渋谷 武 は議案の審議がすべて完了したため、第496回川越市農業委員会総会の閉会を宣言し、一同散会する。

1 4 署 名

この議事録が正当であることを証明するため、下記に署名捺印をする。

令和7年4月25日

議 長 渋谷 武

委 員 皆川 善平

委 員 小嶋 光一

委 員 武藤 康則
